

## 第2回 三朝町コミュニティ・スクール準備委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年9月22日（水）午後3時27分～午後5時00分
- 2 会 場 三朝町役場2階 第2会議室
- 3 出席者 【委 員】別紙名簿のとおり  
【事 務 局】（社会教育課）山本課長・河中課長補佐  
（教育総務課）山中課長・小谷指導主事・福田係長・早苗専門員
- 4 概 要 【議 事 等】学校運営協議会の設置に向けた規則の検討  
目指す子ども像の確認  
地域学校協働本部の設置に関する考え方の確認
- 5 内 容 ※・委員意見 →事務局説明
- （1）地域協議会会長会での協議について（山崎委員長）
- ・ 第1回準備委員会後に、地域協議会が住民代表となり得るのかについて、会長会で討議した。
  - ・ 地域協議会会長会の結論は、コミュニティ・スクールの考え方に対して、地域協議会以外に地域及び住民を代表する適当な組織がないことから、地域協議会が学校運営協議会制度に参画していくことを確認した。
  - ・ また、地域協議会自体の課題としては、組織の形骸化があり、これを契機に地域協議会組織のあり方と役割について見直しをしてほしいと担当の企画課にお願いした。
- （2）学校運営協議会の設置について
- 方向性として、令和4年4月に万全のスタートではなく、関係者で熟議をしてコミュニティ・スクールのあり方を検討していくこととし、学校支援委員会をうまく移行して進めていけたらと考えている。
  - 設置規則について、黄マーカ一部分が特に協議してもらいたい内容であり、それ以外に委員の人数や任期についても検討してほしい。
- ① 学校運営協議会の数について
- ・ 経営方針は小、中学校で別だが、委員は重複する可能性が高く、委員の負担感を減らすためにも学校運営協議会自体は一つでいいと思う。
  - ・ この規則案は大都市のものを参考にされているようだが、委員の人数等、三朝町にそぐわない内容と思われる。人数は半分ずつでもいいと思うが、人数の根拠は。

- 根拠は特にはない。他町で12名というところもあった。
- ・ 小中で重なる委員が多くなるが、構成を見ると、例えば中学校と保育園は現時点であまり関わりがないように思う。
- ・ 今日、決定する必要があるか。
- ・ 会の開き方として、例えば前後半の時間設定をし、小学校、中学校を分ける等の工夫が必要となる。
- ・ 委員構成について、実際どれくらい重複するのかが判断材料になるのでは。
- ・ 他市町の状況はどうか。
- 日野町は小中学校一つでスタートされていたが、課題として、十分な熟議ができなかったと言われており、今年度から会議の回数を増やされた。そうなると、委員の負担感は増すこととなる。
- ・ 将来的に小中一貫校となるなら一つでいいが、今はそうではないことが難点。
- ・ 事務局で再度、現時点での問題点や課題を整理し、あらためて説明してほしい。
- ・ コミュニティ・スクールは地域とのつながりが大前提であり、6つの地域協議会のうち2つの代表ということになると偏りが出るので、全ての地域協議会に参画してもらおうのが原則だと考える。年度末の評価により次年度の経営方針を立てるので、協議にそこまで時間はかからないのではないか。
- ・ 地域づくりがキーワードであり、町内全ての地域が網羅されていることが大事。規則の目的の中にも「地域づくり」をキーワードとして挿入してもらいたい。
- 小中連携も大事だと考えている。

## ② 学校運営等に関する意見の申出に関する規程の是非について

- 英語に堪能な先生を配置してほしいというようなレベルで考えてほしい。
- ・ 人事に介入するのは…という考え方もあるのではないか。
- ・ 責任が重いのなら、ない方がいいのではというのが前回の話だったと思うが、「意見を述べることができる」といういわゆる「できる規定」なら条文は残してもいいのではないか。
- ・ 上の2行のみでいいのではないか。

## ③ 委員の任命について

- ・ 「町内学校の運営に資する活動を行う者」とは、学校ボランティアの方など。町外の人もあり得る。
- ・ 第1項から第6項までは必ず入れる必要があるか。またはいない人があってもよいか。
- いない人もある。
- ・ 各項を積み上げればすぐ15人になってしまうのではないか。
- ・ 地域学校協働本部との住み分けがまだ見えない。
- ・ 「保、小、中の連携」という視点が必要ではないか。

④ 任期について

- ・ 委員は再任できるので、1年の方がいいのではないか。
- ・ 学校は、行事や組織体制など概ね1年単位で動くことが多い。
- ・ ここは任期2年ではなく任期1年で始めてみた方がよいのではないか。

⑤ 会長及び副会長について

- ・ 学校長は意見等を伺う立場なので、規則案のとおりでいいと思う。

⑥ 規則の施行期日について

- 学校運営協議会の先進事例としては、2月1日施行というのが多いパターンとなっている。
- ・ 今の作業がずれ込むと大変になる。
- ・ この規則案はモデルがあると思うが、学校は4月1日に始まる。
- ・ 学校運営協議会の設置は準備期間が必要であり、2月1日でよいのではないか。
- ・ 令和4年度は熟議を重ねる助走期間とし令和5年度からが本格稼働となるイメージ。従って附則は原案の「令和4年2月1日施行」でよいのではないか。

(3) 目指す子ども像について

- (みささっ子教育ビジョン概要版により事務局説明)  
教育ビジョンに示す子ども像によることを確認。

(4) 地域学校協働本部の設置について

- 地域学校協働本部については、学校運営協議会を進めていく中で、学校のニーズ等を踏まえて構築していくこととしたい。
- ただし、地域コーディネーターについては令和4年度に設置することとし、人選については委員の皆さんの協力を得たい。

(5) 研修会、説明会等について

- (前回配布資料により事務局説明)
- ・ 保護者はコミュニティ・スクールのことを知らない状況であり、意見が言えるような場面があればという意見が出ていた。
- 学校だよりやホームページ等でまずお知らせし、周知する方法を検討していきたい。
- ・ コミュニティ・スクールは、まだ保護者等には広く情報が伝わっていない。研修会の内容は。
- コミュニティ・スクールの全体像についての話をしたいと考えている。

(6) その他

- ・ 規則は簡単に変更されるのか。途中で変更することはできるのか。
- 頻繁に変更するようなものではないが、必要に応じて改正することは可能。
- ・ 学校は、令和4年4月1日から新学期となるが、学校経営方針が学校運営協議会で承認されないと令和4年度の学校経営がスタートできないのか。
- ・ 令和4年度は承認というより、それをベースとして熟議を進めていくということになるのではないか。
- ・ 学校支援委員会は今年度で終わりということになる。
- ・ 今後の準備委員会を効率よく進めるための工程表を準備していただければありがたい。

閉 会

※ 次回は11月2日(火)午後3時30分～ 詳細は別途案内